今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付要綱

　（目的）

1. この要綱は、民間事業者等（以下「事業者等」という。）が外国人観光客の受入のための体制を整備し、本市を訪れる外国人観光客の利便性と快適性の向上を図り、もって本市の観光振興を図るため、外国人観光客の受入体制整備事業を実施しようとする市長が適当と認めた事業者等に対し、予算の範囲内において、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

　（補助対象者）

1. 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者又は団体であって、かつ、市内に事業所を有する法人又は個人で、本市及び公益社団法人今治地方観光協会が行うホームページやパンフレット等での広報に協力する意思がある者とする。
   1. 宿泊事業者　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けた者
   2. 飲食事業者　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第１項の許可を受けた者
   3. 交通事業者　道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項又は第80条第１項の許可を受けた者
2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。
   1. 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）に規定する暴力団又は暴力

　団と関係がある者等

* 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者
  2. 市税に滞納がある者
  3. 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた者

（補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額）

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

1. 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を行う前に、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
   1. 事業計画書（別記様式第２号）
   2. 申請者が個人事業主の場合は、住民票の写し及び個人事業主であることが分かる書類
   3. 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
   4. 誓約書（別記様式第３号）
   5. 市税の滞納がないことを証する書類
   6. 申請者が法人の場合は、本社が所在する市区町村において税の滞納がないことを証する書類
   7. 補助事業の内容及び補助対象経費の内訳が分かる書類
   8. その他市長が必要と認める書類
2. 市長は、市が保有する前項第２号に掲げる住民票に関する情報及び同項第５号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（補助金の交付の決定）

1. 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更申請等）

1. 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金事業計画変更（中止）承認申請書（別記様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
2. 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、事業計画の変更又は事業の中止について承認の可否を決定し、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（別記様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

1. 補助事業者は、補助事業が完了し、かつ、経費の支払が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金実績報告書（別記様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
   1. 補助事業が完了したことが分かる書類
   2. 補助事業に要した経費の支払を証明する書類の写し
   3. 財産管理台帳（別記様式第８号）
   4. その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

1. 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付金額確定通知書（別記様式第９号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

1. 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

1. 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

1. 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
2. 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（財産の管理）

1. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、規則第20条第１項第２号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

２　規則第20条第１項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする

３　補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

４　市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（その他）

1. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年８月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 補助事業者が有する市内の事業所において実施する次の各号のいずれかに該当する事業  （１）無料Wi-Fi利用環境の整備  （２）パンフレット、ホームページ、案内表示等の多言語化  （３）多様な食習慣・文化的習慣に対応するための環境整備  （４）多言語翻訳機器の購入  （５）電子決済端末の購入  （６）前各号に掲げるもののほか、インバウンド受入環境の整備に必要があると市長が認めるもの | 補助事業の実施に要する次に掲げる経費（消費税及び地  方消費税を除く。）  （１）報償費（翻訳に係るものに限る。）  （２）消耗品費  （３）印刷製本費  （４）通信運搬費  （５）手数料  （６）委託料  （７）賃借料  （８）備品購入費  （９）前各号に掲げるもののほか、補助対象事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの。ただし、人件費、維持管理費等の経常的な運営費を除く。 | 補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は150,000円のいずれか低い額以内 |

別記様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）今治市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付申請書

　今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金の交付を受けたいので、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付要綱第４条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 補助金申請額　　　　　　　　　　　　　　円
2. 添付書類

(１)　事業計画書（別記様式第２号）

* 1. 申請者が個人事業主の場合は、住民票の写し及び個人事業主であることが分かる書類
  2. 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
  3. 誓約書（別記様式第３号）
  4. 市税に滞納がないことを証する書類
  5. 補助事業の内容及び補助対象経費の内訳が分かる書類
  6. その他市長が必要と認める書類

別記様式第２号（第４条関係）

事業計画書

1. 事業の目的及び必要性
2. 事業効果
3. 事業の内容及び経費の配分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 総事業費  （Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | | | | 経費算出の基礎 |
| 市補助金Ａ | その他Ｂ | | |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

1. 事業着手予定年月日

年　　月　　日

1. 事業完了予定年月日

年　　月　　日

別記様式第３号（第４条関係）

誓　約　書

　　年　　月　　日

　　（宛先）今治市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者氏名

　　下記事項について、誓約いたします。

　　これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

1. 本補助金の対象経費について、国、県及び市町村等による他の補助制度と重複して補助金等の交付を受けておらず、今後も交付を受けることはありません。
2. 国及び地方公共団体等からの補助を受け、又は過去に受けたことがある場合、不正等を起こしていません。
3. 本補助金の採択等の審査の結果については、異議を申し立てません。
4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。
5. 今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等ではありません。
6. 法人の役員等が今治市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等ではありません。

（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

1. 本補助金の交付申請書類の記載事項及び提出書類は、事実と相違ありません。本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。
2. 本補助金の交付決定に係る審査の結果については、異議を申し立てません。

|  |
| --- |
| 担当者  　職（担当）　　　　　　　氏名  　電話番号 |

別記様式第４号（第５条関係）

今治市指令記号第　　　　　号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　様

今治市長

今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付決定通知書

　今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金について次のとおり決定したので通知します。

1. 交付決定額 金 円
2. 交付の内容　　　　事業計画（報告）書のとおり
3. 交付の条件
   1. 補助対象事業の内容等に変更（軽微なものに限る）がある場合は、市長の承認を受けること。
   2. 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
   3. 補助対象事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
   4. この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
   5. この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。この場合には、今治市補助金交付規則に基づく加算金及び延滞金を併せて支払わなければならない。
   6. この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
   7. 補助対象事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

別記様式第５号（第６条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）今治市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金

　　　　　　　　　事業計画変更（中止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で交付決定のあった今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金に係る補助事業の計画を次のとおり変更（中止）したいので、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 変更（中止）の理由
2. 変更計画の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

1. 添付書類

　　変更内容が分かる書類

別記様式第６号（第６条関係）

今治市指令記号第　　　　　号

　年　　月　　　日

　　　　　　　　　様

今治市長

今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金不交付決定通知書

　今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金について、次の理由により交付しないものと

決定したので通知します。

  交付しないことと決定した理由

別記様式第７号（第７条関係）

　　年　　月　　日

  （宛先）今治市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金実績報告書

　　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定のあった今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金について、その事業が完了したので、今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

1. 事業の内容及び経費の配分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 総事業費  （Ａ＋Ｂ） | 負担区分 | | | | 経費算出の基礎 |
| 市補助金Ａ | その他Ｂ | | |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

1. 事業着手年月日

　　　　　　　　年　　月　　日

1. 事業完了年月日

　　　　　　　　年　　月　　日

別記様式第８号（第７条関係）

財産管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 購入年月日 | 品名  （品名番号） | 型式  規格品質 | 数量 | 購入価格 | 購入先 | 購入  年度 | 整理番号 | 保管場所 | 異　動  年月日 | 異動先 | 廃　棄  年月日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別記様式第９号（第８条関係）

記号第　　　号

年　　月　　日

今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付額確定通知書

　　　　　　　　　様

今治市長

　　　　　年　月　日付け　記号第　　　号で交付決定の通知をした今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金については、　　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

1. 交付決定額　　金　　　　　　　　　　円
2. 確定額　　金　　　　　　　　　　円

　※支払には、請求書が必要となります。

別記様式第10号（第10条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）今治市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

  今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　　号で交付金額確定のあった今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金について、その事業が完了したので、 今治市インバウンド受入体制整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

・補助金請求額　　　　　　　　　　円

　・振込先

|  |
| --- |
| 担当者  　職（担当）　　　　　　　氏名  　電話番号 |